

公営住宅入居時の保証人について

【相談要旨】

私は、公営住宅に入居を希望している高齢者です。入居に当たり保証人や連帯保証人が必要とされており、親族に依頼したいと考えていますが、断られた場合、頼れる人がいません。対策を教えてください。

【回答】

まずは、公営住宅の入居に当たって保証人等になってもらえるかどうか、依頼したいと考えている親族と相談することをおすすめします。

親族から保証人等を断られ、保証人等の確保が困難である場合、高齢者や指定の家賃債務保証業者と契約を結んだ方などは特別の事情があると認められ、保証人等が免除される可能性があります。

公営住宅ごとに保証人等の必要の有無や免除される場合の規定が異なるため、詳しくは各公営住宅の管理者にご相談ください。

また、公営住宅に入居できない場合は、居住支援法人に相談する方法もあります。

【解説】

居住支援法人は、住宅セーフティネット法に基づく都道府県の指定を受けて、低額所得者、高齢者、障害のある方、子育て世帯などの民間賃貸住宅等への入居や、居住に係る支援を行う団体です。住宅探しの相談対応、契約手続きの支援、家賃債務保証制度の紹介等を行います。鳥取県では8法人が指定されています。

【一口メモ】

身寄りのない単身の高齢者等が増えていることを踏まえて、国土交通省は地方公共団体に対して、公営住宅の入居に際して保証人の確保を前提とすることを転換すべきとの考えを示し、保証人の確保を求める場合でも特段の配慮を行うように助言を行っています。保証人を求めない公営住宅は、戸数ベースでは、全国で約68%となっています（令和6年4月時点）。

（令和7年7月7日 日本海新聞掲載）